

○高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成3年3月27日規則第27号

改正

平成9年3月28日規則第28号

平成12年3月28日規則第37号

平成18年3月31日規則第43号

平成25年11月5日規則第51号

平成26年3月31日規則第56号

令和4年12月27日規則第51号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立室戸体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、体育館のシャワーに係る利用の許可を受けようとする者は、口頭により申請することができる。

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次条第1項及び第2項、第5条第1項、第11条ただし書並びに第12条において同じ。）は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつた場合において、利用の許可をするときは指定管理者が

定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

(利用施設の利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(利用変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

(利用料金の承認の申請)

第6条 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第5号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第6号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(使用料の額)

第7条 条例第15条第2項の規則で定める使用料の額は、条例別表に定める利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(使用料の減免の申請等)

第8条 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき利用施設（シャワーを除く。以下この条において同じ。）の使用料を2分の1に減額する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 知事が高知県の観光振興に寄与すると認める職業スポーツ団体であつて、高知県又は公益財団法人高知県観光コンベンション協会から使用料に対する助成を受けるものが利用施設を利用するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、利用施設の使用料を減額することが適当であると知事が認めるとき。

2 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき利用施設の使用料を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 次のいずれかに該当する大会等に伴い利用施設を利用するとき。
 - ア 高知県教育委員会が主催する県中学校総合体育大会、県高等学校総合体育大会、四国中学校総合体育大会又は四国高等学校総合体育大会
 - イ 国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会
 - ウ 全国中学校総合体育大会又は全国高等学校総合体育大会
 - エ 各種障害者団体が主催し、かつ、主として障害者のための大会若しくは催し又は障害者の福祉の増進のために開催される大会若しくは催し
- (2) 次のいずれかに該当する者（アからオまでに該当する者がそれ以外の者ととも利用する場合にあつては、該当する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上であるときに限る。）が利用施設を利用するとき。

- ア 身体障害者手帳を所持する者
- イ 療育手帳を所持する者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- エ 戦傷病者手帳を所持する者
- オ 被爆者健康手帳を所持する者
- カ アからオまでに掲げる者を直接介護し、又は介助するために必要な者

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用施設の使用料を免除することが適当であると知事が認めるとき。

3 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第7号様式による使用料減額（免除）承認申請書

を第2条第2項の利用許可申請書又は第4条第2項の利用変更許可申請書とともに提出しなければならない。ただし、前項第2号の身体障害者手帳を所持する者、療育手帳を所持する者、精神障害者保健福祉手帳を所持する者、戦傷病者手帳を所持する者及び被爆者健康手帳を所持する者並びにこれらの者を直接介護し、又は介助するために必要な者については、この限りでない。

- 4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第8号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付の請求等）

第9条 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第14条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

（1） 県又は指定管理者の都合により利用の許可若しくは利用の変更の許可を取り消したとき又は災害その他の不可抗力により利用施設を利用することができなくなったとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

- 2 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第14条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第9号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第10号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

（管理上の立入り）

第10条 利用者は、体育館の関係職員が利用施設及び体育館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

（利用終了後等の整理）

第11条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第9条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

（汚損等の届出）

第12条 体育館を利用する者は、体育館の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第13条 条例第20条の規則で定める申請書は、別記第11号様式によるものとする。

2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則別記第1号様式から別記第6号様式までは、この規則による改正後の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則 (平成12年3月28日規則第37号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

- 2 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第107号。次項において「一部改正条例」という。）附則第2項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第13条第1項及び第2項並びに第6条の規定の例による。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為（一部改正条例附則第3項に規定する行為を除く。）は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年11月5日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第56号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県立室戸体育館利用施設利用許可申請書

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立室戸体育館のアリーナ（会議室）の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的（行事の名称及び内容）							
利用期間		年 月 日		時 分から			
		年 月 日		時 分まで			
利用しようとする施設及び附属設備	アリーナ	アリーナ（全面・半面）・放送設備・照明設備					
	会議室	会議室・冷暖房設備					
利用の区分		アマチュアスポーツ・アマチュアスポーツ以外のもの					
利用予定人数		児童・生徒		その他の者		合計	
		人		人		人	
入場料の徴収の有無		有（1人最高額 円）・無			入場者の予定数		人
利用責任者	住所						
	氏名				電話番号		
その他参考事項							
※使用料の額（計算基礎）							
※許可の条件その他							
※決裁欄					※受付年月日	年 月 日	
					※許可年月日	年 月 日	
					※許可番号	第 号	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 日 号

様

高知県知事

高知県立室戸体育館利用施設利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立室戸体育館のアリーナ（会議室）の利用については、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的（行事の名称及び内容）			
利用期間		年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで
利用を許可する施設及び附属設備	アリーナ	アリーナ（全面・半面）・放送設備・照明設備	
	会議室	会議室・冷暖房設備	
利用の区分		アマチュアスポーツ・アマチュアスポーツ以外のもの	
利用責任者	住所		
	氏名		電話番号
使用料の額		円	
使用料の納付期限		年 月 日	
許可の条件その他			
<p>注 1 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例及び高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>2 高知県立室戸体育館の関係職員の指示に従ってください。</p> <p>3 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>			

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県立室戸体育館利用施設利用変更許可申請書

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立室戸体育館のアリーナ（会議室）の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号				
変更の内容	変更前					
	変更後					
変更の理由						
変更前の許可に係る使用料の額		円				
その他参考事項						
※決裁欄					※受付年月日	年 月 日
					※変更許可年月日	年 月 日
					※変更許可番号	第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 日 号

様

高知県知事

高知県立室戸体育館利用変更許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立室戸体育館のアリーナ（会議室）の利用の変更については、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更前の許可に係る使用料の額		円
変更後の許可に係る使用料の額		円
変更後の許可に係る使用料の納付期限		年 月 日
利用の変更の許可の条件その他		

高知県知事 様

指定管理者

高知県立室戸体育館利用料金承認申請書

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第12条第1項前段の規定により高知県立室戸体育館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区 分	利用料金（円）	備 考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

高知県知事 様

指定管理者

高知県立室戸体育館利用料金変更承認申請書

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第12条第1項後段の規定により高知県立室戸体育館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区 分	利用料金（円）		備 考
	変 更 前	変 更 後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県立室戸体育館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第15条第3項において読み替えて準用する同条例第13条の規定に基づき高知県立室戸体育館のアリーナ（会議室）の使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的（行事の名称及び内容）						
利用する施設及び附属設備						
利用期間	年	月	日	時	分から	
	年	月	日	時	分まで	
減額又は免除を受けようとする理由						
その他参考事項						
※受付年月日	年	月	日	※承認年月日	年	月 日
※承認番号	第	号		※収納年月日	年	月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 日 号

様

高知県知事

高知県立室戸体育館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立室戸体育館のアリーナ（会議室）の使用料の減額（免除）については、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第15条第3項において読み替えて準用する同条例第13条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用の目的（行事の名称及び内容）	
利用を許可した施設及び附属設備	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
正規の使用料の額	円
減額又は免除をする使用料の額	円
決定した使用料の額	円

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県立室戸体育館使用料還付請求書

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第15条第3項において読み替えて準用する同条例第14条第1項ただし書の規定に基づき高知県立室戸体育館のアリーナ（会議室）の使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

許可年月日及び許可番号並びに利用期間			
納付済みの使用料の額及び納付年月日			
還付を請求する理由			
還付を請求する使用料の額	円		
※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日
※決定番号	第 号	※還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 日 号

様

高知県知事

高知県立室戸体育館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立室戸体育館のアリーナ（会議室）の使用料の還付については、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第15条第3項において読み替えて準用する同条例第14条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

許可年月日及び許可番号並びに利用期間	
正規の使用料の額	円
納付済みの使用料の額	円
決定した使用料の額	円
還付する使用料の額	円

高知県知事 様

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

高知県立室戸体育館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第20条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ
					氏名
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
		電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第20条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類